

【入会規程抜粋】

(正会員入会資格)

第 2 条 本協会の正会員として入会しようとするものは、宮城県内で有害生物等の防除事業を営むものであって、本協会定款に定める本協会の目的及び事業に賛同する法人又は個人とする。

- 2 前項に定めるもののほか、次の条件を具備するものでなければならない。
 - (1) 1年以上の有害生物防除業を営み、引き続き本事業を継続する者
 - (2) 防除施工中の事故に備えるために賠償保険に加入していること
 - (3) 本協会会員の推薦
 - (4) 公序良俗に反する行為を行っていないこと。
 - (5) 宮城県暴力団排除条例第 2 条(2)から(5)に該当しないこと。
 - (6) その事業活動を行うにあたっては、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止するために必要な措置を講じていること。
 - (7) 除名事由の解消若しくは除名後 2 年を経過していること。